

地震災害時の被災建築物に関する応急危険度判定等に係る協定書

川崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人 神奈川県建築士会 川崎支部（以下「乙」という。）は、地震災害時における市内の被災建築物の応急危険度判定等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震災害により建築物に広域被害が発生した場合、甲が実施する建築物の応急危険度判定を円滑に行えるよう、甲が乙に要請する協力について、あらかじめ必要な事項を定める。

（協力事項）

第2条 甲が乙に協力を要請する内容は、以下のとおりとする。

- （1）震災建築物の応急危険度判定士の参集要請に関する事
- （2）前号に関する訓練の実施及び知識の習得に関する事

（要請手続）

第3条 甲は、川崎市内に大規模地震が発生した場合において、乙に対して、前条第1号について協力要請をすることができる。

2 甲は、震前対策として、乙に対して、前条第2号について協力要請をすることができる。

（費用）

第4条 第2条各号に関する業務により発生する費用は、乙が負担するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

附則

この協定は、協定締結の日から効力を生じる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年5月29日

（甲）川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 福田 紀彦

（乙）川崎市川崎区鋼管通1丁目14番8号
一般社団法人 神奈川県建築士会 川崎支部
支部長 金子 成司

地震災害時の被災建築物に関する応急危険度判定等に係る協定書

川崎市(以下「甲」という。)と一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 川崎支部(以下「乙」という。)は、地震災害時における市内の被災建築物の応急危険度判定等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震災害により建築物に広域被害が発生した場合、甲が実施する建築物の応急危険度判定を円滑に行えるよう、甲が乙に要請する協力について、あらかじめ必要な事項を定める。

(協力事項)

第2条 甲が乙に協力を要請する内容は、以下のとおりとする。

- (1) 震災建築物の応急危険度判定士の参集要請に関すること
- (2) 前号に関する訓練の実施及び知識の習得に関すること

(要請手続)

第3条 甲は、川崎市内に大規模地震が発生した場合において、乙に対して、前条第1号について協力要請をすることができる。

2 甲は、震前対策として、乙に対して、前条第2号について協力要請をすることができる。

(費用)

第4条 第2条各号に関する業務により発生する費用は、乙が負担するものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

附則

この協定は、協定締結の日から効力を生じる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年5月29日

(甲) 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 福田 紀彦

(乙) 川崎市川崎区榎町1-1 川崎センタービル403
一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 川崎支部
支部長 柏木 健司

地震災害時の被災建築物に関する応急危険度判定等に係る協定書

川崎市（以下「甲」という。）と川崎住宅管理保全建築協同組合（以下「乙」という。）は、地震災害時における市内の被災建築物の応急危険度判定等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震災害により建築物に広域被害が発生した場合、甲が実施する建築物の応急危険度判定を円滑に行えるよう、甲が乙に要請する協力について、あらかじめ必要な事項を定める。

（協力事項）

第2条 甲が乙に協力を要請する内容は、以下のとおりとする。

- （1）震災建築物の応急危険度判定士の参集要請に関する事
- （2）前号に関する訓練の実施及び知識の習得に関する事

（要請手続）

第3条 甲は、川崎市内に大規模地震が発生した場合において、乙に対して、前条第1号について協力要請をすることができる。

2 甲は、震前対策として、乙に対して、前条第2号について協力要請をすることができる。

（費用）

第4条 第2条各号に関する業務により発生する費用は、乙が負担するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

附則

この協定は、協定締結の日から効力を生じる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年5月29日

（甲） 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 福田 紀彦

（乙） 川崎市川崎区宮本町7番地5
川崎住宅管理保全建築協同組合
代表理事 今村 文治

地震災害時の被災建築物に関する応急危険度判定等に係る協定書

川崎市（以下「甲」という。）と協同組合 川崎市建築家の会（以下「乙」という。）は、地震災害時における市内の被災建築物の応急危険度判定等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震災害により建築物に広域被害が発生した場合、甲が実施する建築物の応急危険度判定を円滑に行えるよう、甲が乙に要請する協力について、あらかじめ必要な事項を定める。

（協力事項）

第2条 甲が乙に協力を要請する内容は、以下のとおりとする。

- （1）震災建築物の応急危険度判定士の参集要請に関する事
- （2）前号に関する訓練の実施及び知識の習得に関する事

（要請手続）

第3条 甲は、川崎市内に大規模地震が発生した場合において、乙に対して、前条第1号について協力要請をすることができる。

2 甲は、震前対策として、乙に対して、前条第2号について協力要請をすることができる。

（費用）

第4条 第2条各号に関する業務により発生する費用は、乙が負担するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

附則

この協定は、協定締結の日から効力を生じる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年5月29日

（甲）川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 福田 紀彦

（乙）川崎市川崎区貝塚1丁目3番15号
協同組合 川崎市建築家の会
代表理事 坂東 保則